



令和2年3月30日

精華町議会 議長 三原 和久 様
精華町議会政治倫理審査会
委員長 井澤 孝子 様

精華町議会議員

青木 敏



審査結果報告書の記載内容確認依頼について

令和2年3月19日の審査結果を審査請求代表者として受け取りました。お忙しい中、審査いただきありがとうございました。

掲題について、いただいた審査結果報告書別紙の第5 付言からの下記記載内容は事実と異なります。

「しかしながら、平成22年から平成25年までの間、さらに本条例制定後今日に至るまでの間、審査請求代表者自身、議員としての活動を通して、文言の差異を感じていたにもかかわらず、それを是正しえなかつたのは、議員活動として疑問が残る。今後は、本件のような審査請求という手段をとるのではなく、議員としてみずから条例解釈の統一や改正などに向けた議員活動に取り組むべきと考える。」

私が、事実と異なると受けとった理由は、次の通りです。

1. 私の、1期目の議員の期間は、平成21年5月から平成25年5月までであり、この間、倫理条例制定に向けての議論が議会運営委員会の委員を中心に行われていました。同じ会派の委員より経過報告を受け、議員の一人として認識しているのは、事情聴取で述べた経緯の通りです。（対象者も同じ会派でした）

2. 政治倫理条例が制定されたのは、平成25年3月議会です。

政治倫理条例が制定されてから議員として在籍していたのは2か月間だけです。平成25年5月以降4年間、私は議員ではありません。

3. 2期目は平成29年5月からで、現在議員です。

令和元年12月議会の一般質問準備中、ふるさと納税の返礼品の中にフレーバーティーが含まれていることが倫理条例に抵触するのではないかと、一般質問の前日に疑問を持ち、質問をしました。事情聴取でも述べましたが、行政に、議員に疑惑が向き、招くような契約をしないようにとの注意喚起の質問でした。審査請求は、質問後の対象議員が「倫理審査会にかけてもらったら」と言う事の対応によることに端を発しました。

4. 「文言の差異を感じていたにもかかわらず、それを是正しえなかったのは、議員活動として疑問が残る。」について、前記のとおり、12月議会まで文言の差異を感じたことは一度もなく、問題にしたこと也没有。
5. 「今後、本件のような審査請求という手段を取るのではなく」について、本条例制定時に疑わしい事案が出てきた場合に誰が審査するのかが議論されました。その結果、自分たち議員で作った条例なので審査が公平、公正にできるよう第三者に委ねることになり、議会は、政治倫理審査会を設置しました。私は、審査請求に至った手続きについて、瑕疵があるとは一切思っていません。

以上記載された内容については、文言の差異を感じていたとの記述は提出書類にはありませんし、事情聴取でも聞かれていません、当たり前ですが、言った覚えもありません。どういう理由で、どこからの情報で書かれたのか、まったく理解することが出来ません。

また、私は、審査対象議員ではありません。この記述は、請求者を審査して、読む人を誘導して誤解を与えていました。

この点についての内容確認のお願いです。

なお、私は、倫理条例制定時から文言の差異は感じていません。再三申し上げているように、当時から倫理条例制定目的や各条から町との契約に関して議員は疑惑を持たれてはいけない、行動はとってはいけない、関与してはいけない契約はしてはいけない、と理解するとともに、議員の1親等、配偶者なども同様条例に抵触すると認識していました。

審査結果報告書は議会ホームページに掲載されています。審査請求代表者として、署名をいただいた住民、他の議員、町の関係者等多くの人が閲覧されています。議員である私が前からわかっていたにもかかわらず、今まで何もしなかった、議員として疑問が残るという記述部分は、私の議員としての評価を著しく下げる記載と受け取っています。とても看過できません。

速やかにご対応、内容確認の上、文章にてご回答いただけますようお願い申し上げます。

以上